

## ●香川県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年3月29日

香川県監査委員	林	勲		
同	大	西	均	
同	香	川	芳	文
同	高	城	宗	幸

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成27年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
高速道路交通警察隊	平成28年1月6日
交通機動隊	//
高松西警察署	//
機動隊	//
運転免許課	平成28年1月7日
警察学校	//
小豆警察署	//
丸亀警察署	平成28年1月8日
坂出警察署	//
交通企画課	平成28年1月28日
交通指導課	//
交通規制課	//
刑事企画課	//
捜査第一課	//
捜査第二課	//
組織犯罪対策課	//
鑑識課	//
科学捜査研究所	//
公安課	平成28年1月29日
警備課	//
生活安全企画課	//
人身安全対策課	//
少年課	//
生活環境課	//
地域課	//
通信指令課	//
総務課	//
広聴・被害者支援課	//

企画課	//
人事課	//
監察課	//
会計課	//
厚生課	//
情報管理課	//
東かがわ警察署	平成28年2月25日
さぬき警察署	//
高松東警察署	//
高松北警察署	//
高松南警察署	//
琴平警察署	//
三豊警察署	//
観音寺警察署	//

#### 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

なお、捜査報償費については、関係会計書類等の照合・調査を行うなど、一般捜査費及び捜査諸雑費について監査を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

##### (1) 指摘事項

該当事項なし

##### (2) 指導注意事項

ア 支出について

検視等検査謝金について、支払額に誤りがあった。 (東かがわ警察署)

##### (3) 検討指示事項

該当事項なし